

東北大学 21世紀 COE 特別研究奨励費募集要項

平成 14 年 12 月 2 日

総 長 決 裁

1 趣旨

東北大学 21 世紀 COE においては、優れた若手研究者にその研究生生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題を設定し、我が国における世界的レベルの研究拠点形成を担う創造性に富んだ研究に専念する機会を与え、もって、世界的レベルの若手研究者に育成するため、21 世紀 COE 特別研究奨励費(以下「COE 奨励費」という。)を補助するものである。

2 COE 奨励費の対象とする研究

東北大学 21 世紀 COE プログラムにおける COE フェローとして採用されたポスドク(以下「COE ポスドク」という。)又は拠点を形成する専攻等に在学している大学院博士課程後期 3 年の課程、医学履修課程及び歯学履修課程の学生(以下「専攻等在学学生」という。)が一人で行う研究で、将来の発展が期待できる優れた着想と具体的な研究計画を持つものを対象とし、一人につき 1 件の申請とする。

3 研究期間

単年度とする。

4 COE 奨励費の申請額

150 万円以内とする。

5 COE 奨励費の対象となる研究経費

COE 奨励費の対象となる研究経費は、研究計画の遂行に直接必要な経費(外国の研究所等における研究の遂行に直接必要な経費を含む。)及び研究成果の取りまとめに必要な経費とする。ただし、研究計画の遂行に直接必要な経費であっても、建物等施設に関する経費、机、いす等の什器類及び雇用関係の生じる給与は対象外とする。

6 申請に当たっての留意点

(1) 応募することができる者

本募集要領により応募することができる者は、東北大学の COE ポスドク

に採用された者又は専攻等在学学生とする。

ただし、類似するような経費を既に他から助成されている者又は、内定を受けている者及び日本学術振興会特別研究員は応募できない。

(2) 研究計画について

研究計画は、「COE 特別研究奨励費研究計画調書」に記載した研究計画に従い、研究経費の使途・積算が合理的な研究計画とすること。

また、所定の研究期間内に終了し、成果をとりまとめることができるような具体的な計画を立てることとする。

(3) 申請研究経費中における設備備品費の限度

COE 奨励費は、単なる研究設備の購入又は旅行のための経費ではないので、申請研究経費中、設備備品費又は旅費が研究経費の90%を超えないよう留意すること。

ただし、設備備品費又は旅費が90%を超える場合であっても、研究そのものの性格、内容に由来するものである場合は、その理由を明らかにして申請することができる。

(4) その他

ア 別紙の「研究計画調書作成・記入要領」に十分留意の上、作成すること。

イ 「ヒトゲノム遺伝子解析研究」、「ヒト胚性幹細胞を利用した研究」、「ヒトのクローン個体の作成に関する研究」、「疾患の治療を目的として遺伝子又は遺伝子を導入した細胞を人の体内に投与する等による臨床研究」等の研究を実施する場合には、研究指導者に確認の上、それぞれについて定められた法令、告示、通知及び東北大学で定めた規定等を遵守し、承認・届出・確認等が必要な場合は、所定の手続きをとること。また、上記以外の研究であっても、法令等において、手続が必要とされている研究を実施する場合には所定の手続きをとること。

ウ 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査を行う研究課題についても人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮すること。

7 申請方法等

(1) 申請方法

COE 奨励費を希望する者は、採用された21世紀COEプログラムにおける21世紀COE拠点リーダー（以下「拠点リーダー」という。）が定める日までに申請書類を当該拠点リーダー又は同事業担当者に提出すること。

(2) 提出期限

各拠点リーダーが定める日とし、必着とする。

8 審査方法

各拠点リーダーを選考委員長とし、同事業担当者他数名で構成する選考委員会により、応募のあったCOE奨励費の申請について審査し、趣旨及び対象となる研究経費と合致するものを選定する。

選定にあたっては、研究拠点形成費補助金の交付額を勘案し、各拠点で定めた採択予定件数を上限とする。

選考委員長は、選考の経過及び結果を総長に上申し、総長が採択を決定する。

9 審査結果の通知等

審査の結果採択された場合は、拠点リーダーより交付額を明示した採択通知があり、この通知により奨励費の使用できる額が決定される。

10 奨励費の管理

奨励費は、採択通知により各COE奨励費採択者に交付したものとし、その管理は、拠点リーダー、同事業担当者又は所属部局の経理担当掛等に委託することとする。

11 COE 奨励費受給資格喪失時におけるCOE 奨励費の取扱い

COE 奨励費受給者が、研究の期間の途中でその資格を喪失し、研究を中止した場合には、直ちに未使用の奨励費を返還しなければならない。

12 報告書の提出

COE 奨励費受給者は、2月末又は研究を中止した日から10日以内に研究活動結果報告書を提出すること。

その際には、COE 奨励費の使途を記載した決裁書及び領収書等の経費の用途と金額を証明できる書類を合わせて提出すること。

13 使用要領等

COE 奨励費の使用及び途中での研究中止並びに研究活動報告書の提出等については、別途定める使用要領によること。

「平成14年度 COE 特別研究奨励費研究計画調書」作成・記入要領

21世紀 COE 特別研究奨励費研究計画調書（以下「研究計画調書」という。）の作成に当たっては、別紙「東北大学21世紀 COE 特別研究奨励費募集要項」を参照の上、作成してください。

審査の結果採択された場合は、採択通知を受け取った後、改めて交付請求書を提出し、所定の手続きを経て平成14年度 COE 特別研究奨励費の交付を受けることになります。

研究計画調書は、下記の点に留意し楷書体で誤りのないように作成してください。

なお、記入は必ずしも直筆である必要はありませんが、ワープロ等で作成したものを貼り付ける場合は、貼り付けたものをそのまま提出するのではなく、それを原本にして別の用紙（規格 A4 判）1枚に明瞭に複写したものを提出してください。

記

- 1 「氏名」欄の押印は、自署の場合は省略できるが、ワープロ等で記入した場合（自署したものを複写した場合を含む。）は必ず押印（朱肉使用）すること。
- 2 「所属」欄は、研究科・専攻等を記入すること。
- 3 「資格」欄は、COE 支援者として採用されている名称又は現在の在学課程・学年を○で囲むこと。
- 4 研究課題名は、40字以内とすること。（記号、数式は避けること。）
- 5 「研究指導者」欄は、現在の研究指導者を記入すること。
- 6 「研究経費」欄は、研究計画に基づき、使用内識別にそれぞれ記入し、合計金額を記入すること。金額は、各使用内識別に千円単位で記入し、千円未満の端数は切り捨てること。

COE 奨励費は、単なる研究設備の購入のための経費ではないので、申請研究経費中、設備備品費又は旅費が90%を超えないよう留意すること。

ただし、設備備品費又は旅費が90%を超える場合であっても、研究そのものの性格、内容に由来するものである場合は、その理由を明らかにして申請することができる。

- 7 「使用内訳」欄の記入に当たっては、次のことに留意すること。
 - (1) 設備備品費は、仕様（製造会社名・型）数量を記入すること。
また、多数の図書、資料を購入する場合は、例えば「西洋中世政治史関係図書」のようにある程度図書の内容が判明するような表現で記入すること。
 - (2) 消耗品費は、試薬品、実験用小動物、試験管、論文の抜刷等その品名ごとに記入すること。

- (3) 国内旅費は、調査・研究旅費（資料収集を含む。）研究打ち合わせ旅費等その事項ごとに記入すること。
 - (4) 外国旅費は、奨励費を受けた者が研究課題の遂行上必要な外国旅行をする場合、研究経費のうち50万円又は50%の額のいずれか高い額以内で申請することができる。
 - (5) 謝金は、研究補助(資料整理・実験補助等)、専門的知識の提供、資料提出・閲覧等その事項ごとに記入すること。
 - (6) その他は、計算機使用料、会議費、印刷費、複写費、現像・焼付費、通信運搬費等その事項ごとに記入すること。
- 8 「研究目的」欄は、募集要領の趣旨に沿った目的を箇条書きで具体的に記入すること。
- 9 「研究計画」欄には、研究経費との関連も含めて、何をどこまで明らかにしようとするかがわかるように具体的に焦点を絞り、箇条書きで記入すること。